社会福祉法人松阪市社会福祉協議会　乗合自動車使用要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、松阪市社会福祉協議会車輌管理規程（以下「規程」という。）第11条の規定により、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する乗合自動車（乗車定員11人以上の車輌でマイクロバス、大型バス）の使用手続き及び許可、運行に関する事項を定めるものとする。

（法令、規則等の関係）

第2条　乗合自動車の運行については、規程に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（管理組織）

第3条　乗合自動車の使用管理に関し、次の職員を置くことができる。

（1）　乗合自動車運行管理者

2　乗合自動車運行管理者は、本会会長（以下「会長」という。）の命を受け乗合自動車の使用について管理する。

3　乗合自動車の運行について疑義が生じた場合は会長と協議する。

（使用の条件）

第4条　乗合自動車の使用は、次の各号を満たす場合に許可する。

（1）　使用目的が本会の事業及び別表に定める使用可能団体が主催または関係する研修会、団体が関係する大会等に参加するため乗合自動車を必要とするものであること。

（2）　運転手は、本会職員であること。

（3）　行程が日帰りであり、従事時間は休憩時間を含めて概ね9時間以内であること

2　前項の規定にかかわらず、本会の事業であって会長が特に必要と認める場合又は緊急の用務その他特殊な事由が生じた場合はこの限りでない。

（運行の範囲）

第5条　運行の範囲は、原則県内とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（使用の申込み）

第6条　乗合自動車の使用を希望する者（以下、「申請者」という。）は、予定日の3ヶ月前から2週間前までに乗合自動車使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、本会に提出するものとする。

（使用の決定）

第7条　前条による申込みを受けた乗合自動車運行管理者は、使用の可否を決定し、その結果について速やかに申請者に乗合自動車許可・却下（様式第2号。以下「許可・却下」という。）を申請者へ通知する。

（運行計画の変更）

第8条　運行計画に変更が生じたとき、申請者は、出発の一週間前までに本会とその内容について協議して了解を得る事とし、出発後の変更は認めないものとする。ただし、緊急を要する場合、次条で規定する添乗員と運転手で変更の協議がなされ乗合自動車運行管理者の許可を受けた場合、この限りでない。

（助手の添乗）

第9条　使用の承認を受けた申請者（以下、「利用者」という。）は、1人以上の普通自動車以上の運転免許証を取得している者を助手として添乗させ運行に協力させなければならない。

（使用料）

第10条　乗合自動車の使用料金は無料とする。ただし、本会の事業で使用するときを除き、利用者は、燃料を満タンにして返さなければならない。

（通行料・駐車料金）

第11条　燃料、有料道路、有料駐車場の料金については、利用者が次の方法により支払うものとする。

（1）　燃料及びETCカード利用分は、 支払額確定後、本会より利用者へ請求書を発行し、振込または最寄りの支所または本所において現金で支払うものとする。

（2）　2月～3月の使用については、事務処理上請求書の発行が次年度に係るため、利用者は、予め申し出た方法により直接事業者へ支払うことができるものとする。

（その他必要事項）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　則

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

別表(第4条関係)
使用可能団体

区分	団体名
地域住民及び福祉に関係する団体	住民自治協議会 遺族会 老人クラブ連合会 地区福祉会 共同募金委員会 民生委員児童委員協議会 ボランティア連絡協議会 障害者団体連合会 各障害者団体 母子寡婦福祉会 保護司会
行政	松阪市(教育委員会を含む)